

【1985年4月9日】老人保健審議会の検討項目について（厚生大臣宛）

日本医師会

昭和60年4月9日

厚生大臣 増岡 博之殿

日本医師会長 羽田 春兔

### 老人保健審議会の検討項目について

老人保健審議会の権限については、老人保健法第7条に保険者の拠出金等に関する重要事項の調査審議に限定されている。この拠出金按分率は、保険制度間の財政調整というより世代間の連帯にかかわる重要事項である。このように限定された権限に対応して、審議会の委員の構成は学識経験者と拠出金関係者に限られている。

老人保健審議会の権限及び委員構成が以上のようになされているのは、国会での同法案審議経過における衆議院修正によるものであって、このため中央社会保険医療協議会は、国会の意見に基づいて老人診療報酬を審議するための専門委員をおき、公衆衛生審議会は医療以外の保健事業を審議するため新たに部会を設けたのである。

このような経緯があるにも拘わらず、老人保健審議会は3月18日の会議において、老人保健制度のあり方についての検討項目を提出している。

これは、老人保健審議会の権限を逸脱するものであり、このような審議会のあり方は、国会修正の意思を否定するものであって絶対に容認されるべきではない。

老人保健法制定当初において、3年後に見直すことを予定されたのは保険者拠出率の算定方法であって、制度全般の見直しについてはではない。もし、貴職が厚生大臣として、制度全般を見直す必要があると判断するのであれば、当然これにふさわしい委員構成による審議会を新設してこれに諮問すべきであると考えます。

老人保健審議会の現在の状況に対する貴職の姿勢を早急に明確にされるよう、強く申し入れるものである。